

(第四部)

第二回 参議院司法委員会會議録 第十三号

昭和二十三年四月五日(月曜日)午後四時二十分開會

本日の會議に付した事件

○檢察廳法の一部を改正する法律案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤修君) それではこれより委員會を開會いたします。今日は檢察廳法の一部を改正する法律案を議題に供します。

○星野芳樹君 第二十三條第三項の「議決を相當と認める」というところに對しては「相當と認める」ということであらう、相當と認めなければ問題にならないという意味であつて、法務總裁の獨裁的な権限を増すことになるので私は反對であります。

それからもう一つ、この委員の選任に十一名の委員のうち國會議員以外の者はいわゆる學識経験者というものを集めたわけでありまして、この學識経験者といふものが、檢察官の業務上の非能率その他により被害を受ける層の代表を網羅しておると考えられないのであります。一般的に又こういういろいろの學識有經驗者といふものの中にいろいろな委員會とか、いろいろの相當な権限を持つた機關が續々できてくるようですが、その學識有經驗者といふ名の下に、とかく既存の學問とか職業とかをさういふ人を選任することによつて結果においては既存勢力を保存することになり、我々は平和國家としての民主政治を確立するにおいて非常な障害となると思ふのであります。その

意味においてこの委員の選任にも勞働組合、農民組合等のものを加えるべきことを適當と考えるものであります。その意味において修正意見として、第一に「その議決を相當と認める」ときは、」を削る。

「檢察官適格審査委員會は、……國會議員、……日本學士院會員」の次に「代表的勞働組合及び農民組合」を附加し、「十一名の委員」を「十五人」とし、最後に「勞働組合及び農民組合の委員は各二名とす」を附加する。こういう修正意見を提出いたします。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑ありませんか。御質疑がないように認めますが、質疑はこれを以て終結することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊藤修君) それでは質疑はこれを以て終結いたします。直ちに討論に入ります。

○松村實一郎君 この檢察廳法の一部を改正する法律案に對しまして修正意見を提出したいと存じます。

それはこの第二十三條第四項本文中「監督を所轄」に改め、ということが一つであります。それから同項但書中「四人を三人に」、「二人を一人に」改める。それから第四項の次に左の三項を加える。その三項は次の通りであります。「檢察官適格審査委員會に、豫備委員十一人を置く。これが一つであります。その次に「豫備委員は、第四項の委員に準じてこれを選任し、同委員に事故のある場合は同委員が

缺けた場合に、その職務を行う。」「これが一つの項であります。その次の項は「第四項の委員及びその豫備委員の任期は、三年とする。」「この三つの項を加えるのであります。従いましてその次にあります第五項に、「前四項」という文字がありますが、それを今度は改めるのであります。第五項中「前四項」を「前七項」に改める。以上の修正案を提出いたします。

その理由は、國會議員が審査委員會の中に加つておるのであります。立法機關におります者が行政府であるところの内閣總理大臣の監督に属するといふのは、如何にも穩やかでありせんから、内閣總理大臣の所轄であるということだけを明瞭にすればよろうと思ふのであります。この意味において「所轄」を改めたのであります。

次に衆議院議員四人、参議院議員二人とあります點を、おの／＼三人といふことに改めるのであります。この衆議院議員を四人とし、参議院議員を二人としたことは根拠はどこにあるかといふことを考えてみますと、これは恐らく衆議院議員全體の總人數と、参議院議員全體の總人數との比例で割出されたものと存じます。併しながら参議院と衆議院との／＼國家における機能は對等でありまして、それを單に議員の數によりまして輕重あるがごとく考えられるような規定をここに設けますことは、從來のい／＼の法案におきまして未だ曾て例のないことでありまして、互いに對等であるとい

う機能から考えましても、おの／＼同數を選任することが當然と考えます。その故におの／＼三人とすべしという意味において、この修正案を提出いたしましたのであります。

次に豫備委員をここに設けましたゆへんは、國會議員におきまして事故があり、缺員を生ずる場合もあります。殊にその他の委員はそれ／＼一人ずつ出るのであります。その一人が缺けました場合に、何らかの豫備委員がこれに代りまして職務を取るといふことにいたしませんと、その各委員の構成に缺けるところがあることになりまゝから、それ／＼豫備委員を置くことを適當なりと考えまして、十一人即ち全委員に對しまして豫備委員を置くことにいたしましたのであります。任期は委員も豫備委員も共に三年としたことが適當であらうといふので、大體さういふような見地から三年としたのであります。以上であります。

○委員長(伊藤修君) 星野委員、修正御意見は……。

○星野芳樹君 それでは先程述べた理由によつて、次のような修正意見を提出いたします。

第二十三條第三項の「相當と認める」ときは「」を削るということ。

それから「辯護士及び日本學士院會員の中から」の「會員」の次に「代表的勞働組合及び農民組合」を入れて、「十一名の委員」を「十五人」と改め、それから但書の後に「勞働組合、農民組合の委員は各二名とする。」「この修正案を提出いたします。

出いたします。

○松井道夫君 松村委員と星野委員の修正の動議に賛成いたします。

○委員長(伊藤修君) 修正の動議は成立いたしました。他に御意見はありませんか。……では討論はこれを終結することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(伊藤修君) 討論はこれを以て終結いたします。直ちに採決に入ります。

先ず星野委員より提出されましたこの修正案を問題に供します。この修正案に御賛成の方は御起立をお願いいたします。

(起立者少数)

○委員長(伊藤修君) 少数。否決されました。

次に松村委員の提出に掛るところの修正案を問題に供します。この修正案に御賛成の方は御起立をお願いします。

(起立者多数)

○委員長(伊藤修君) 過半数。松村委員提出にかかる修正案通り決定いたしました。その餘の議案に對するところの採決をいたします。只今松村委員の修正に係る部分を除いたその餘の議案について、御賛成の方は御起立をお願いします。

(起立者多数)

○委員長(伊藤修君) 過半数。原案通り可決することに決定いたしました。次に本會議における委員長口頭報告については、豫め御了承願うことに

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（伊藤修君） 只今御賛成の方は御署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

○委員長（伊藤修君） 本日はこれを以て散會いたします。

午後四時三十四分散會

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
委員 大野 幸一君
中村 正雄君
大野 木秀次郎君
宇都宮 登君
松井 道夫君
松村 眞一郎君
宮城 タマヨ君
星野 芳樹君

政府委員

法務廳事務官 國宗 榮君
（檢察局長）
法務廳事務官 佐藤 藤佐君
（行政局長）

四月二日豫備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、行政代執行法案（豫第三十三號）
一、民事訴訟法の一部を改正する法律案（豫第三十五號）
一、行政事件訴訟特別法案（豫第三十六號）

行政代執行法案

行政代執行法

第一條 行政上の義務の履行確保に關しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二條 法律（法律の委任に基く命令、規則及び條例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政官により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、當該行政官は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三條 前條の規定による處分（代執行）をなすには、相當の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、豫め文書で戒告しなければならぬ。

義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、當該行政官は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

非常の場合又は危険切迫の場合において、當該行為の速急な實施についての緊急の必要があり、前二項に規定する手續をとる暇がないときは、その手續を経ないで代執行をすることが出来る。

第四條 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき證明を携帯し、要求があると

きは、何時でもこれを呈示しなければならぬ。

第五條 代執行に要した費用の徴収については、實際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に對し、文書をもつてその納付を命じなければならぬ。

第六條 代執行に要した費用は、國稅徵收法の例により、これを徴収することができる。

代執行に要した費用については、行政官は、事務費の所屬に從い、國稅に次ぐ順位又は當該地方公共團體の徵收金と同順位の先取特權を有する。

代執行に要した費用を徴収したときは、その徴收金は、事務費の所屬に從い、國庫又は地方公共團體の經濟の收入となる。

第七條 代執行に關し不服のある者は、訴願を提起し、又は當該行政官に對して異議の申立をすることが出来る。

前項の規定による異議の申立をなすべき期間、申立の効果及び異議の決定については、訴願法に規定する訴願の例による。

附則
この法律は、公布の日から起算し、三十日を經過した日から、これを施行する。
行政代執行法は、これを廢止する。
民事訴訟法の一部を改正する法律案

民事訴訟法の一部を次のように改正する。

民事訴訟法目録中

第一章 地方裁判所ノ訴訟手續
第一節 訴訟手續
第二節 審判ノ準備
第三節 證據
第一款 總則
第二款 證人詢問
第三款 鑑定
第四款 書證
第五款 檢證
第六款 當事者訊問
第七款 證據保全
第二章 區裁判所ノ訴訟手續
第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特別

「判事」を「裁判官」に、「受託判事」を「受託裁判官」に、「執達吏」を「執行吏」に、「陪席判事」を「陪席裁判官」に、「受命判事」を「受命裁判官」に、「登記判事」を「登記官吏」に改める。
第三條中「東京市」を「最高裁判所ノ定ムル地」に改める。
第七條中「軍人、軍屬又ハ」を削り、「軍事用ノ倉庫ノ所在地又ハ船舶ノ本籍若ハ船籍を、船舶ノ船籍」に改める。
第二十二條第一項中「裁判所構成法」を「裁判所法」に、同條第二項中「千圓を五千圓」に改める。
第二十四條第一項第一號中「及裁判所構成法第十三條第二項ノ規定ニ依リテ之ニ代ルベキ裁判所」を削る。
第三十條に次の一項を加える。
地方裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄區域内ノ簡易裁判所ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ其ノ專屬管轄ノ規定に拘ラス申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ニ付自ラ審理及裁判ヲ爲スコトヲ得但シ訴ニ付專屬管轄ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第三十一條ノ二 簡易裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ其ノ專屬管轄ニ屬スルモノヲ除クノ外申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ヲ其ノ所在地ノ管轄スル地方裁判所ニ移送スルコトヲ得
第三十三條 移送ノ裁判及移送ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得
第三十五條第一號中「妻」ヲ「配偶者」ニ、同條第二號中「若ハ三親等内ノ姻族」を、「三親等内ノ姻族若ハ同居ノ親族」に、同條第三號中「保佐人又ハ主若ハ家族」を「又ハ保佐人」に改める。
第三十九條 合議體ノ構成員タル裁判官及地方裁判所ノ一人ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其ノ裁判官所屬ノ裁判所カ、簡易裁判所ノ裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其

民事訴訟法の一部を改正する法律案

ころによる。

べき證據を擧げ、要求があるとき

律案

職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ニ

裁判官ノ除斥又ハ忌避ニ付テハ其

ノ裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方
裁判所ヲ決定シテ裁判ヲ爲ス
前項ノ裁判ハ地方裁判所ニ於テハ
合議體ニ於テ之ヲ爲ス

第四十三條中「監督權アル判事ヲ
「監督權アル裁判所」に改める。

第四十四條 本節ノ規定ハ裁判所書
記ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ
裁判ハ書記所屬ノ裁判所ノ之ヲ爲シ
簡易裁判所ノ書記ノ回避ノ許可ハ
其ノ裁判所ノ裁判所法第三十七條
ニ規定スル裁判官ノ之ヲ爲ス

第五十條中「妻を削り、「保佐人
ノ同意、夫ノ許可又ハ親族會ノ同
意」を「保佐人又ハ後見監督人ノ同
意」に改める。

第七十九條第一項中「區裁判所」
を「簡易裁判所」に改める。

第四百十四條に次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ口頭辯論ヲ經ス
シテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ
判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス
第四百十四條に次の一項を加える。

第一項ノ規定ハ當事者カ口頭辯論
ノ期日ニ出席セサル場合ニ之ヲ準
用ス但シ口頭辯論期日ニ出席セサ
ル當事者カ公示送達ニ依ル呼出ヲ
受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ
在ラス

第四百四十三條中「其ノ席次ニ從
ハ」を削る。
第五百一十一條第一項中「閱覽者ハ」
を削り、同項を第三項とし、同項第
二項を第四項とし、同條第一項及び
第二項として、次の二項を加える。

何人モ訴訟記録ノ閱覽ヲ裁判所書
記ニ請求スルコトヲ得但シ訴訟記
録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障
アルトキハ此ノ限ニ在ラス

公開ヲ禁止シタル口頭辯論ニ係ル
訴訟記録ニ付テハ當事者及利害關
係ヲ説明シタル第三者ニ限リ前項
ノ規定ニ依リ請求ヲ爲スコトヲ得
第六十一條第二項中「區裁判所」を
「地方裁判所」に改める。

第六十七條 削除
第六十七條 削除

第六十八條第二項中「前項」を「前
二項」に改め、同項を第三項とし、同
條第一項の次に次の一項を加える。
外國ニ於テ爲スヘキ送達ニ付爲シ
タル公示送達ニ在リテハ前項ノ期
間ハ之ヲ六週間トス

第六十八條第一條中「區裁判所」を「地
方裁判所」に改める。
第六十八條七條に次の一項を加え
る。

單獨ノ裁判官ノ更迭アリタル場合
ニ於テ從前訊問ヲ爲シタル證人ニ
付當時者カ更ニ訊問ノ申出ヲ爲シ
タルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲
スコトヲ要ス合議體ノ裁判官ノ過
半数カ更迭シタル場合ニ於テ從前
訊問ヲ爲シタル證人ニ付當時者カ
更ニ訊問ノ申出ヲ爲シタルトキ亦
同シ

第九十三條ノ二 判決カ法令ニ違
背シタルコトヲ發見シタルトキハ
裁判所ハ其ノ言渡後一週間内ニ限
リ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ得但シ
判決確定シタルトキ又ハ判決ヲ變
更スル爲事件ニ付尙辯論ヲ爲ス必
要アルトキハ此ノ限ニ在ラス

變更ノ判決ハ口頭辯論ヲ經スシテ
之ヲ爲ス
前項ノ判決ノ言渡期日ノ呼出ニ於
テハ公示送達ニ依リ場合ヲ除クノ
外呼出狀ヲ送達ヲ受クヘキ者ノ住
所、居所其ノ他送達ヲ爲スヘキ場
所ニ宛テ發シタル時ニ於テ其ノ送
達アリタルモノト看做ス

第二百二條に次の一項を加える。
第二百四條第二項ノ規定ハ前項ノ
場合ニ之ヲ準用ス
第一編第四章第四節中第二百七條
の次に次の一條を加える。

第二百七條ノ二 判決以外ノ裁判ハ
判事補單獨ニ之ヲ爲スコトヲ得
第二編中「第一章 地方裁判所ノ
第二節 第一節 訴訟手續」を「第一章 訴訟」に「第二
節 訴訟手續」を「第二章 訴訟」に「第二
節 訴訟手續」に改める。

第二百四十九條 裁判所ハ訴訟ニ付
合議體ニ於テ審理ヲ爲ス場合ニ於
テ相當ト認ムルトキハ受命裁判官
ニ依リ訴訟ノ全部若ハ一部又ハ或
爭點ノミニ付口頭辯論ノ準備手續
ヲ爲スコトヲ命スルコトヲ得

第二編中「第三章 證據」を「第
二節 證據」に改める。
第一節 證據
第一節 證據

第二百六十一條 削除
第二百六十五條第一項中「部員を
「合議體ノ構成員」に、「區裁判所」を
「地方裁判所若ハ簡易裁判所」に、同
條第二項中「區裁判所」を「地方裁判
所又ハ簡易裁判所」に改める

第二百六十九條中「五百圓」を「千
圓」に改める。
第二編中「第二章 證人訊問」を
「第二節 證人訊問」に改める。

第二百七十三條 內閣總理大臣其ノ
他ノ國務大臣又ハ其ノ職ニ在リタ
ル者ヲ證人トシテ職務上ノ秘密ニ
付訊問スル場合ニ於テハ裁判所ハ
內閣ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第二百七十四條中「貴族院若ハ衆議
院」を「衆議院若ハ參議院」に改める。
第二百七十七條 證人カ正當ノ事由
ナクシテ出席セサルトキハ裁判所
ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル
訴訟費用ノ負擔ヲ命スルコトヲ得
前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ
爲スコトヲ得

第二百七十七條ノ二 證人カ正當ノ
事由ナクシテ出席セサルトキハ拘
留又ハ科料ニ處ス
第二百八十條第一號中「證人ノ家
ノ戸主但シ親族關係カ止ミタル後亦
同シ」を「證人ト此等ノ親族關係アリ
タル者」に改める。

第二百八十四條 證言拒絶ヲ理由ナ
シトスル裁判確定シタル後證人カ
故ナク證言ヲ拒ムトキハ裁判所ハ
決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴
訟費用ノ負擔ヲ命ジ且千圓以下ノ
過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即
時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百九十三條 第二百八十二條乃
至第二百八十四條ノ規定ハ證人カ
宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス
第二百九十八條及び第二百九十九
條を削り、第二百九十四條を第二百
九十六條とし、以下第二百九十七條
まで順次二條ずつ繰り下げる。

第二百九十四條 證人ハ其ノ訊問ノ
申出ヲ爲シタル當時者先ツ之ヲ訊
問シ其ノ訊問ノ終リタル後他ノ當
時者之ヲ訊問スルコトヲ得
裁判長ハ當時者ノ訊問ノ終リタル
後證人ヲ訊問スルコトヲ得
裁判長ハ必要アリト認ムルトキハ
何時ニテモ自ら訊問シ又ハ當時者
ノ訊問ヲ許スコトヲ得
當時者ノ訊問カ既ニ爲シタル訊問

ト重複スルトキ、爭點ニ關係ナキ
事項ニ互ルトキ其ノ他特ニ必要ア
リト認ムルトキハ裁判長ハ之ヲ制
限スルコトヲ得
陪席裁判官ハ裁判長ニ告ケ證人ヲ
訊問スルコトヲ得

第二百九十五條 當時者ハ前條ノ規
定ニ依リ訊問ノ許可又ハ制限ニ付
異議ヲ述フルコトヲ得此ノ場合ニ
於テ裁判所異議ニ付裁判ヲ爲ス
第三百條中「前條第二項」を「第
二百九十五條」に改める。

第二編中「第三款 鑑定」を「第三
節 鑑定」に改める。
第三百一一條中「前款」を「前節」に改
める。
第三百十條第一項中「本款」を「本
節」に改める。

第二編中「第四款 書證」を「第四
節 書證」に改める。
第三百十八條、第三百二十八條第
二項及び第三百三十一條第一項中
「五百圓」を「千圓」に改める。
第三百三十二條中「本款」を「本節」
に改める。

第二編中「第五款 檢證」を「第五
節 檢證」に改める。
第三百三十五條第二項中「五百圓」
を「千圓」に改める。
第六節 當事者訊問に改める。
第三百三十九條第一項中「五百圓」
を「千圓」に改める。

第三百四十二條中「第二百九十五
條及第二百九十七條乃至」を「第二百
九十四條、第二百九十五條、第二百
九十七條、第二百九十九條及」に、
「本款」を「本節」に改める。
第二編中「第七款 證據保全」を

「第七節 證據保全」に改める。

「第七節 證據保全」に改める。

「第七節 證據保全」に改める。

第三百四十三條中「本節」を「本章」に改める。

第三百四十四條中「區裁判所」を「地方裁判所又は簡易裁判所」に改める。

第二編第三章第七節中第三百五十一條の次に次の一條を加える。

第三百五十一條ノ二 證據保全ノ手續ニ於テ訊問シタル證人ニ付當事者カ口頭辯論ニ於ケル訊問ノ申出ヲ爲シタルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲スコトヲ要ス。

第二編中「第二章 區裁判所ノ訴訟手續」を「第四章 簡易裁判所ノ訴訟手續ニ關スル特別」に改める。

第三百五十二條 簡易裁判所ニ於テハ簡易ナル手續ニ依リ迅速ニ紛糾ヲ解決スルモノトス。

第三百五十五條第一項及び第三百五十六條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第三百五十六條ノ二 期日ニ於ケル呼出ハ第三百五十四條ニ定ムル方法以外ノ相當ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セサル當事者、證人又ハ鑑定人ニ對シテ法律上ノ制裁其ノ他期日ノ懈怠ニ因ル不利益ヲ歸スルコトヲ得ス。

第三百五十八條 第三百三十八條ノ規定ハ原告又ハ被告カ口頭辯論續行ノ期日ニ出頭セス又ハ出頭スルモ本案ノ辯論ヲ爲ササル場合ニ之ヲ準用ス。

第三百五十八條ノ二 調書ハ當事者ニ異議アル場合ヲ除クノ外裁判官ノ許可アルトキハ之ニ記載スヘキ事項ヲ省略スルコトヲ得。

前項ノ規定ハ口頭辯論ノ方式ニ關スル規定ノ遵守並和解、調解、拋棄、取下及自由ニ付テハ之ヲ適用セス。

第三百五十八條ノ三 裁判所ハ相當ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊問ニ代ヘ書面ノ提出ヲ爲サシムルコトヲ得。

第三百五十八條ノ四 裁判所ハ必要アリト認ムルトキハ和解ヲ試ミルニ付司法委員ヲシテ補助ヲ爲サシメ又ハ司法委員ヲシテ審理ニ立會ハシメ事件ニ付其ノ意見ヲ徵スルコトヲ得。

第三百五十八條ノ五 司法委員ノ員數ハ各事件ニ付一人以上トス。

司法委員ハ毎年豫メ地方裁判所ノ選任シタル者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所ノ指定ス。

前項ノ規定ニ依リ選任セラルル者ノ資格、員數其ノ他同項ノ選任ニ關シ必要ナル事項ハ最高裁判所ノヲ定ム。

第三百五十八條ノ六 司法委員ニ對シテハ最高裁判所ノ定ムル額ノ旅費、日當及止宿料ヲ給ス。

第三百六十條第二項ヲ削リ、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同條第一項を次のように改める。

控訴ハ地方裁判所ノ第一審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決ニ對シテ之ヲ爲スコトヲ得但シ終局判決後當事者雙方共ニ上告ヲ爲ス權利ヲ留保シテ控訴ヲ爲ササル旨ノ合意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス。

第三百七十八條中「第一章」の下に「乃至第三章」を加える。

第三百八十條に次の一項を加え

第三百八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第三百八十四條ノ二 前條第一項ノ規定ニ依リ控訴ヲ棄却スル場合ニ於テ控訴人カ訴訟ノ手續ヲ遲延セシムル目的ノミヲ以テ控訴ヲ提起シタルモノト認ムルトキハ控訴裁判所ハ之ニ對シテ控訴狀ニ貼用スヘキ印紙金額ノ十倍以下ノ金錢ノ納付ヲ命スルコトヲ得。

前項ノ裁判ハ判決主文ニ之ヲ掲クルコトヲ要ス。

第一項ノ裁判ハ本案判決ヲ變更スル判決ノ言渡ニ因リ其ノ效力ヲ失フ。

上告裁判所ハ上告ヲ棄却スル場合ニ於テモ第一項ノ裁判ヲ變更スルコトヲ得。

第三百九十三條 上告ハ高等裁判所カ第二審又ハ第一審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ高等裁判所ニ之ヲ爲スコトヲ得。

第三百六十條第一項但書ノ場合ニ於テハ地方裁判所ノ判決ニ對シテハ最高裁判所ニ、簡易裁判所ノ判決ニ對シテハ高等裁判所ニ直ニ上告ヲ爲スコトヲ得。

第四百六條ノ二 高等裁判所カ上告裁判所タル場合ニ於テハ最高裁判所ノ定ムル事由アルトキハ決定ヲ以テ事務ヲ最高裁判所ニ移送スルコトヲ要ス。

第四百八條第二號中「通常裁判所」を「裁判所」に改める。

第三編第二章中第四百九條の次に次の二條を加える。

第四百九條ノ二 高等裁判所カ上告審トシテ爲シタル終局判決ニ對シテハ其ノ判決ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ更ニ上告ヲ爲スコトヲ得。

第四百九條ノ三 前條ノ上告及其ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニハ其ノ性質ニ反セサル限り第二審又ハ第一審ノ終局判決ニ對スル上告ニ關スル規定ヲ準用ス但シ第四百三條中原判決アルハ之ヲ地方裁判所カ第二審トシテ爲シタル終局判決又ハ簡易裁判所ノ終局判決トス。

第四百九條ノ四 上告裁判所ノ判決ニ對シテハ其ノ判決カ法令ニ違背スルコトヲ理由トスル場合ニ限り其ノ裁判所ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得。

第四百九條ノ五 異議ハ判決ノ送達アリタル日ヨリ十日以内ニ之ヲ申立ツルコトヲ要ス但シ其ノ期間前申立テタル異議ノ效力ヲ妨ケス。

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス。

第四百九條ノ六 異議ヲ理由アリトスルトキハ上告裁判所ハ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ要ス。

異議ヲ理由ナシトスルトキハ決定ヲ以テ之ヲ却下スルコトヲ得。

第四百九條ノ二 第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス。

第四百十二條第三項中「大審院」を「最高裁判所又ハ高等裁判所」に改める。

第三編第三章中第四百九條の次に次の二條を加える。

第四百九條ノ二 不服ヲ申立ツルコトヲ得サル決定及命令ニ對シテハ其ノ裁判ニ於テ法律、命令、規則又ハ處分カ憲法ニ適合スルヤ否ニ付原裁判所カ爲シタル判斷ノ不當ナルコトヲ理由トスルトキニ限り最高裁判所ニ特ニ抗告ヲ爲スコトヲ得。

前項ノ抗告ノ提起期間ハ五日トス。

前項ノ期間ハ之ヲ不變期間トス。

第四百九條ノ三 前條ノ抗告及之ニ關スル訴訟手續ニハ第四百十八條第二項ノ規定ヲ準用スルノ外其ノ性質ニ反セサル限り第四百九條ノ二ノ上告及其ノ上告審ノ訴訟手續ニ關スル規定ヲ準用ス。

第四百三十一條、第四百四十一條及第四百四十二條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第四百九十八條中「故障」を「異議」に改め、「上訴」の下に「第四百九條ノ二ノ上告ヲ除ク」を加える。

第五百條第一項中「再審」を「第四百九條ノ二ノ上告ノ提起アルトキ又は再審」に改める。

第五百十三條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百十四條第二項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百二十七條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第五百三十條 創除。

第五百三十一條第二項中「區裁判所書記」を「地方裁判所書記」に改める。

第五百三十六條第二項後段を削る。

第五百三十七條中「家族」を「同居ノ親族」に改める。

第五百四十三條第一項及び第二項

事項ヲ省略スルコトヲ得

第三百八十條に次の一項を加え

次の二條を加える。

第四百十九條ノ二 不服ヲ申立ツル

第五百四十三條第一項及び第二項

中「區裁判所」を「地方裁判所」に改め

る。

第五百四十九條第三項後段を削

る。

第五百五十三條 削除

第五百五十六條 削除

第五百六十條出第五百五十八條

を第五百二十九條、第五百三十一條

乃至第五百五十二條、第五百五十四

條、第五百五十五條、第五百五十七

條及び第五百五十八條に改める。

第五百六十一條第三項中「區裁判

所」を「簡易裁判所」に改める。

第五百六十一條ノ二中「過料ノ裁

判」の下に「及び第三百八十四條ノ二

第一項ノ裁判」を加える。

第五百六十二條第二項中「區裁判

所」を「地方裁判所」に改める。

第五百七十條第一項中「家族」を

「同居ノ親族」に改め、「文武ノ」を削

る。

第五百九十五條第一項及び第六百

十六條第一項中「區裁判所」を「地方

裁判所」に改める。

第六百十八條第一項中「家族」を

「同居ノ親族」に改め、「文武ノ」を削

り、同項第三號及び第四號を次のよ

うに改める。

第三及第四 削除

同條第二項を次のように改める。

第一號、第五號及第六號ニ掲ケル

收入ニ付テハ一年間ニ受ク可キ

總額ノ四分ノ三ヲ超過スル部分ニ

限リ之ヲ差押フルコトヲ得但シ差

押ニ因リ債務者ガ其生活上窮迫ノ

状態ニ陥ルノ恐ナキトハ裁判所

ノ許可ヲ得テ二分ノ一ニ達スルマ

テ之ヲ差押フルコトヲ得

第六百十八條ノ二 第五百七十條ノ

二ノ規定ハ前條第二項本文ノ規定

ニ依リ差押ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用

ス

第六百二十二條中「區裁判所」を

「地方裁判所」に改める。

第六百二十九條第二項中「裁判所

書記課」を「裁判所」に改める。

第六百三十五條 異議ヲ申立テタル

債權者ノ訴ニ付テハ配當裁判所之

ヲ管轄ス

第六百四十一條第一項、第七百十

八條、第七百二十五條及び第七百二

十六條中「區裁判所」を「地方裁判所」

に改める。

第七百三十一條第三項中「家族」を

「同居ノ親族」に改める。

第七百三十九條並びに第七百六十

一條第一項及び第二項中「區裁判所」

を「地方裁判所」に改める。

第七百六十四條第二項中「區裁判

所」を「簡易裁判所」に改める。

第七百九十九條第二項中「ノ書記

課」を削る。

第八百五條第一項中「區裁判所」を

「簡易裁判所」に改める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年

七月十五日から、これを施行す

る。

第二條 この附則で、新法とは、こ

の法律による改正後の民事訴訟法

をいい、舊法とは、従前の民事訴

訟法をいう。

第三條 新法は、特別の定のある場

合を除いては、新法施行前に生じ

た事項にもこれを適用する。但

し、舊法及び昭和二十二年法律第

七十五號によつて生じた效力を妨

げない。

第四條 新法第七十九條第一項但書

及び第二項の規定は、地方裁判所

が裁判所法施行令第三條第一項の

規定に基いて従前の例によれば區

裁判所の権限に屬する事件を取り

扱う場合にこれを準用する。

第五條 新法施行前に舊法によつて

過料に處すべき行爲をした者で新

法施行の際まだその裁判を受けて

いないものは、舊法により處罰す

る。

第六條 東京高等裁判所が裁判所法

施行令第四條の規定により裁判權

を有する事件についてした終局判

決については、新法第三百九十三

條の規定は、これを適用しない。

前項の終局判決については、新

法第四百九條ノ二及び第四百九條

ノ三の規定を準用する。

第七條 昭和二十年法律第四十六號

の一部を次のように改正する。

附則第二項中、第五條を削

る。

行政事件訴訟特別法案

行政事件訴訟特別法

第一條 行政廳の違法な處分の取消

又は變更に係る訴訟その他公法上

の權利關係に關する訴訟について

は、この法律によるの外、民事訴

訟法の定めるところによる。

第二條 行政廳の違法な處分の取消

又は變更を求むる訴は、その處分

に對し法令の規定により訴願ので

きる場合には、訴願の裁決を経た

後でなければ、これを提起すること

ができな。但し、訴願の裁決

を経ることにより著しい損害を生

ずる虞のあるときその他正當な事

由があるときは、訴願の裁決を経

ないで、訴を提起することができ

る。

第三條 前條の訴は、他の法律に特

別の定のある場合を除いて、處分

をした行政廳を被告としてこれを

提起しなければならない。

第四條 第二條の訴は被告である行

政廳の所在地の裁判所の專屬管轄

とする。

第五條 第二條の訴は、處分のあつ

たことを知つた日から六箇月以内

に、これを提起しなければならない

い。

前項の期間は、これを不變期間

とする。

處分の日から一年を経過したと

きは、第二條の訴を提起すること

ができな。但し、正當な事由に

因りこの期間内に訴を提起するこ

とができなかつたことを證明した

ときは、この限りでない。

第一項及び前項の期間は、處分

につき訴願の裁決を経た場合に

は、訴願の裁決のあつたことを知

つた日又は訴願の裁決の日から、

これを計算する。

第一項及び第三項の規定は、他

の法律に特別の定のある場合に

は、これを適用しない。

第六條 第二條の訴には、その請求

と關連する原狀回復、損害賠償そ

の他の請求（以下關連請求とい

う。）に係る訴に限り、これを併

合することができる。

第二條の訴の第一審裁判所が高

等裁判所である場合において、前

項の規定による訴の併合をするに

は、關連請求に係る訴の被告の同

意を得なければならない。被告が

異議を述べないで、本案について

辯論をし、又は準備手續において

申述をしたときは、訴の併合に同

意したものとみなす。

第七條 第二條の訴において、原告

は、被告とすべき行政廳を誤つたと

きは、訴訟の係屬中被告を變更す

ることができる。但し、原告に故意

又は重大な過失があつたときは、

この限りでない。

前項の規定により被告を變更し

たときは、期間の遵守について

は、あらたな被告に對する訴は、

最初に訴を提起した時にこれを提

起したものとみなす。

第一項の規定により被告を變更

したときは、従前の被告に對して

は、訴の取下があつたものとみな

す。

第八條 裁判所は、必要と認めると

きは、職權で決定を以て、訴訟の

結果について利害關係のある行政

廳その他の第三者を訴訟に参加さ

せることができる。

裁判所は、前項の決定をするに

は、當事者及び第三者の意見を聽

かなければならない。

第九條 裁判所は、公共の福祉を維

持するため必要があると認めるこ

ときは、職權で證據調べることに

できる。但し、その證據調の結果

について、當事者の意見を聽かな

ければならない。

第十條 第二條の訴の提起は處分の

執行を停止しない。

第二條の訴の提起があつた場合

において、處分の執行に因り生ず

べき債權のことのできない損害を避

けるため緊急の必要があると認めるときは、裁判所は、申立に因り又は職權で、決定を以て、處分の執行を停止すべきことを命ずることができる。但し、執行の停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす虞のあるとき及び内閣總理大臣が異議を述べたときは、この限りでない。

前項但書の異議は、その理由を明示してこれを述べなければならぬ。

第二項の決定は、口頭辯論を経ないでこれを行うことができる。但し、豫め當事者の意見を聴かなければならぬ。

第二項の決定に對しては、不服を申し立てることができない。裁判所は、何時でも、第二項の決定を取り消すことができる。

行政廳の處分については、假處分に關する民事訴訟法の規定は、これを適用しない。

第十一條 第二條の訴の提起があつた場合において、一切の事情を考慮して處分を取り消し、又は變更することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、裁判所は、請求を棄却することができる。

第十二條 確定判決は、その事件について關係の行政廳を拘束する。

附則

この法律は昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

この法律は、この法律施行前に生じた事項にもこれを適用する。但し、民事訴訟法及び昭和二十二年法律第七十五號によつて生じた效力を妨げない。

昭和二十二年三月一日前に制定された法律は、第五條第五項の規定の適用については、これを同條同項の他の法律でないものとみなす。
この法律施行前から進行を始めた昭和二十二年法律第七十五號第八條但書の期間については、なお、同法を適用する。